「今後の道路交通騒音低減対策検討調査」(抜粋)

「今後の道路交通騒音低減対策検討調査」(環境庁委託業務報告書 平成9年3月) より抜粋

4-3 道路の機能に応じた対策のあり方

(1)自動車専用道路

- ・新設道路にあっては道路の配置や高架構造化等により道路と沿道を分離する方向 で道路構造対策を中心に対策を行う。また、既設道路にあっても、道路網の整備状況 や周辺の土地利用状況等を勘案し、計画的に道路側で十分な道路構造対策を行うこと を基本とする。
- ・高速自動車国道などの都市間を結ぶ自動車専用道路の場合は、原則として、計画段階より市街地を避け、住宅地を通過する場合には必要な遮音壁の設置等の道路構造対策を行う。なお、道路供用後にあっては、住居系の土地利用の抑制を図る等、適切な沿道対策の実施を図る。
- ・都市高速道路などの都市内を通過する自動車専用道路も、基本的に道路側で必要な対策を行う。また、既存市街地の一般幹線道路に併設される場合には、周辺の土地利用状況等を勘案し、地下化等の道路構造対策を行うか、高架裏面の吸音処理等を行いつつ、(2)の主要な幹線道路に準じて沿道対策を組み合わせた対策を行う。

(2)主要な幹線道路(自動車専用道路以外)

- ・国土レベルや都市圏レベル等の幹線としての役割を担う道路の沿道にも、良好な環境を維持すべきコミュニティが形成されている場合があるのが日本の現状である。このような場合、可能な限り環境施設帯の設置等によって、道路空間と生活空間を分離することが望ましい。
- ・しかしながら、沿道で市街化が進んでいる場合、原則として沿道へのアクセスを確保すべきであるため騒音を大幅に低下させるような道路構造対策は不可能である場合が多く、沿道対策を組み合わせた対策を行う必要がある。
- ・また、主要な幹線道路は激甚な騒音が生じる可能性があるため、沿道対策は、道路 に面する敷地の非住居化を基本とするべきである。また、道路に面する敷地に住居が 立地する場合にあっては、十分な防音化を行い、家族向けの住棟が道路に面すること

を避ける等の措置が必要である。

・本カテゴリーの道路においては、低騒音舗装や低層遮音壁の設置等の道路構造対策を優先的に実施していくことが必要であるが、住居等が立地する沿道で激甚な騒音が現に生じており早期に騒音を低下させる必要がある場合は、沿道の土地利用状況に配慮しながら、より高い遮音壁の設置、交通の状況に応じた交通規制等の対策を実施するべきである。

(3)幹線道路(前記(2)以外の道路)

- ・国土レベルや都市圏レベルの幹線に次ぐ幹線道路でも多大な交通量を処理しており、また、交通量に比して幅員が狭く、沿道土地利用はバラエティに富み、住居としての土地利用も多くなされている。
- ・多くの幹線道路においては幅員が十分でなく、道路と沿道を分離する対策はあまり 現実的ではないと考えられる。
- ・また、このような状況を呈する幹線道路の沿道において、住居系の土地利用を排除 していくことは、特に都市内において現実的ではないため、長期的には、都市計画に より住居系の土地利用とその他の土地利用のメリハリをつけることを目指しつつ、現 に騒音の著しい地域であって、住居系の土地利用においては、耐騒音型の街並みを目 指すとともに、短期的には住宅の耐騒音化(防音化等)で対処することが適当である。
- ・道路網整備等により道路機能の純化を図るとともに、速度規制、車線規制等により 主要幹線的機能を抑制する。
- ・住居等が立地する地区においては、低騒音舗装等可能な対策を優先的に行っていく べきである。

(4)生活道路

- ・原則として、全国スケールでの施策、地域スケールでの施策を踏まえ、特に道路機能の純化(通過交通の排除)等交通流対策により対処する。
- ・地区と生活とが密着した道路であるため、沿道と道路の親和性を高める施策(歩 道の拡幅、カラー舗装化、植樹、ポケットパーク等の設置)を行うことは騒音の被 害感を低減させる上でも重要である。また通行規制によるクルドサック化などによ

り生活道路への通過交通の流入を排除するとともに、交通規制や速度等抑制のため の施設整備を面的に行うことにより、地域全体の静穏化を目指す。

本報告書での定義

自動車専用道路:沿道と道路が分離された道路

主要な幹線道路:都市圏間路線や大都市内主要幹線等の重交通を担う道路

(例)東京の環状七号線等

幹 線 道 路:主要地方道等主要な幹線の次のクラスの道路

(例)東京の中原街道等

生 活 道 路:地区の生活に密着した道路

4-4 道路交通騒音対策の観点からみた沿道のあり方

(1)望ましい幹線道路沿道整備のあり方

4 - 2(3)に示したように、道路と沿道の関係は都市・交通機能や土地利用の面から道路機能別、沿道条件別に様々なバリエーションが考えられるだけでなく、その地区にとってのいわゆる街づくりに係わるものとなるため、沿道住民や沿道利用者にとっての望ましい道路沿道(街並み)も一律ではない。

また、自動車専用道路・主要な幹線道路を含む幹線道路沿道の長期的なあり方は、 単に耐騒音化の観点のみから決定できるわけではなく、大気汚染等他の環境問題の改 善や交通安全、さらには、防災・景観を含む居住水準の向上等、街区としての総合的 な質の向上の観点から検討されるべきである。

このような意味で、耐騒音化のための街並みの改造という対処療法的な視点にとどまらず、沿道土地利用のあり方を考えるに当たっては、耐騒音化をきっかけとした次世代に誇れる街並みの整備にも留意することが必要である。また、一口に耐騒音型の街並みといっても様々な姿があり得るはずであり、その多様なイメージを用意する必要がある。

(2)沿道状況別の施策の方向性

幹線沿道における施策は、沿道地区の都市内における位置、市街地形成の経緯、土地利用形態等により様々な方向が考えられるが、騒音対策から見た沿道のあり方としては概ね以下のタイプに分けられる。このような類型化を参考にしつつ、沿道状況に応じた適切な整備を行うべきである。

閑静な居住環境を保全すべき地区

市街地にあっても、主要幹線や幹線道路に直接面しておらず、区画道路等の生活道路にのみ面する低層住宅地など、屋外においても良好な音環境を面的に保全すべき地区。

この地区においては、自動車交通量が過大になることをさけなければならないのは 当然であるが、大型車などの通過交通や幹線道路の混雑を避けて流入する自動車等を 面的に規制あるいは抑制する必要がある。このため、マイタウン規制等の通過交通規 制や速度規制、区画道路のクルドサック化などが対策の基本的方向となる。

また、道路自体も生活道路として良好な居住環境を形づくる一要素として、沿道緑化や景観への配慮など潤いのある生活の場となるよう整備していくことが望ましい。

幹線的な道路沿道での居住を快適に行うべき地区

市街地内で幹線的な機能を持つ道路に面して、住居が立地する地区あるいは商業系 等の業務利用と住宅が混在して立地する沿道地区。

この地区は、ある程度の幹線機能を持つ道路沿道であることから、騒音・大気汚染等における道路交通の影響が大きい。また、通過交通を受け持つ道路であると同時に生活道路としての役割も重要なものであるため沿道アクセスを阻害する遮音壁等の道路構造対策を連続的に行うことは難しく、住居の立地を一律に規制していくことも現実的でない。

沿道アクセスと良好な居住環境を両立させるためには、道路の拡幅による環境施設帯の設置とサービス道路(副道)の整備などが必要であるが、用地買収や街並み整備に関わる利害調整など、その実現には長期間を要することが多い。

したがって、このような地区であって、短・中期的には環境施設帯等の設置等が見 込めない地区においては、道路・交通側の対策(単体対策、低騒音舗装、速度規制等) により可能な限りの騒音低減を図っていくと同時に、沿道の住居の側でも少なくとも 屋内の生活環境を快適なものにするため、道路交通騒音の影響を受けにくいような建 物構造、配置をとるようにし、道路機能と沿道のバランスをとっていくことが基本的 な施策の方向性と言える。

基本的に商業・工業系等の業務立地を行うべき地区

主要な幹線道路に面しており、昼間のみならず夜間も、重交通を含む多大な交通量があり、沿道地区の環境に対して道路交通の影響が大きく及んでいる地区。

このような地区では基本的に住居、学校、病院等以外の立地が望ましく、用途地域 や特別用途地区の活用、補助・融資制度の活用等により、商業・業務、工業等の土地 利用の誘導を図っていくことが必要であると考えられる。

また、立地ニーズの高い都心、既成市街地、周辺市街地で混在的な土地利用が行われている地区では、沿道法やその他の都市計画的手法を用いて、沿道地区の再配置等の街並み整備を行うことにより、道路沿いに遮音型の街並み(ただし、マンション等の立地は望ましくない)を誘導し、その背後の住宅地の騒音の低減を図ることが有効である。特に土地利用のポテンシャルの高い都心部や既成市街地では、耐火建築物の誘導による緩衝建築物の連担が可能である。ただし、大気汚染の影響を考慮した場合、道路・沿道空間にゆとりがあることが望ましく、極端なストリートキャニオン化は望ましくない。また、緩衝建築物の推進はマンションの立地を誘発する危険性もある点に注意が必要である。

上記の都市計画的手法はいずれもかなり時間を要することから、過渡的に激甚な道路交通騒音を受ける既存住居に対しては道路側での対策(低騒音舗装、速度規制、夜間の大型車規制等)を行うとともに、住宅防音化等の緊急的措置を推進すべきである。また、基本的に望ましいことではないが、新規に住居が立地することがやむを得ない場合には、建物の防音化や間取りなどの住宅構造の配慮をすることが必要であり、建築形態に対する規制を行うか、もしくは騒音をはじめ沿道環境についての情報の周知とともに、立地者の自己責務を求めることも検討する必要があると思われる。